

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成24年9月4日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第7号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年7月10日

亀岡市長 栗山正隆

損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成24年7月10日専決

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 損害賠償の額 68,894円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 20歳男性
- 3 事故の概要

平成24年5月15日午後2時43分頃、亀岡市東別院町大野池ノ谷地内の市道大野万願寺線において、市車両が、幅員が狭いため対向車と離合できないと判断し、幅員が広いところまで後退をした際、後方に来ていた相手方車両が接触し損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 68,894円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 20歳男性
- 3 事故の概要

平成24年5月15日午後2時43分頃、亀岡市東別院町大野池ノ谷地内の市道大野万願寺線において、市車両が、幅員が狭いため対向車と離合できないと判断し、幅員が広いところまで後退をした際、後方に来ていた相手方車両が接触し損傷した。